

射水市監査委員告示第 1 号

定例監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準(令和2年射水市監査委員告示第6号)に準拠して令和3年1月に実施した都市整備部の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年1月22日

射水市監査委員 村上 欽 哉

射水市監査委員 折橋 清 弘

射水市監査委員 高橋 久 和

定例監査結果報告

第 1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

(都市整備部) 都市計画課、(道路課)、建築住宅課、用地・河川管理課
道路課の監査委員監査は令和 3 年 2 月 25 日に変更して実施予定。

(2) 選定理由

都市整備部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間(監査範囲)
監査委員監査	都市計画課	令和元年 1 2 月 2 6 日から令和 2 年 1 月 1 6 日まで(平成 3 0 年度、令和元年度執行分) (書面監査)
	道路課 (R3.2.25 実施予定)	
書面監査	建築住宅課	令和元年 1 2 月 2 6 日から令和 2 年 1 月 1 6 日まで(平成 3 0 年度、令和元年度執行分) (監査委員監査)
	用地・河川管理課	

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和元年度及び令和 2 年度 4 月から 1 1 月に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
(2) 適正な契約手続が行わ	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。

れないリスク	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
(3) 支出事務が適正に行われないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

4 監査の実施内容

都市整備部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和2年12月24日から令和3年1月15日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 都市計画課

都市計画課は、都市計画、開発行為及び公園等の整備維持管理等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

都市計画に関すること。

区画整理に関すること。

都市計画道路に関すること。

公園、緑地及び緑道に関すること。

(2) 道路課

道路課は、道路計画及び維持管理等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

道路計画及び道路新設改良に関すること。

街路樹の維持管理に関すること。

道路除雪に関すること。

橋梁、消融雪施設及び交通安全施設の維持保守及び新設に関すること。

(3) 建築住宅課

建築住宅課は、住宅施策の企画等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

市営住宅の管理運営に関すること。

建築確認申請に関すること。

重点密集市街地整備に関すること。

都市再生住宅の管理運営及び維持管理に関すること。

市有建築物の新築・改修工事に関すること。

(4) 用地・河川管理課

用地・河川管理課は、用地・河川、市道認定、地籍調査等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

道路に関する申請及び許可に関すること。

用地、物件補償等に関すること。

地籍調査に関すること。

市道台帳整備に関すること。

河川・土砂対策全般に関すること。

2 監査対象課の職員数の直近数年間の推移

(1) 監査対象局の部署別職員数と直近数年間の推移 (単位 : 名)

	令和 2 年度	令和元年度	平成 3 0 年度
都市計画課	8	8	9
道路課	1 2	1 2	1 3
建築住宅課	1 3	1 4	1 4
用地・河川管理課	8	8	9
合 計	4 1	4 2	4 5

3 予算・決算の状況

(1) 都市計画課

歳入

(単位：千円)

目名	令和2年度 現計予算額	令和元年度 決算額
14-1-6 土木費使用料	5,394	8,651
14-2-3 土木費手数料	1,081	1,036
15-2-4 土木費国庫補助金	302,710	307,694
16-2-6 土木費県補助金	118	119
17-1-1 財産貸付収入	864	864
21-5-2 雑入	72	175
22-1-5 土木債	33,700	
22-1-8 合併特例事業債	295,800	207,100
合計	639,739	525,639

歳出

目名	令和2年度 現計予算額	令和元年度 決算額
8-4-1 都市計画総務費	20,695	23,795
8-4-2 街路事業費	19,840	33,038
8-4-3 市街地整備費	398,787	289,659
8-4-4 公園費	244,634	138,919
合計	683,956	485,410

(2) 道路課

歳入

目名	令和2年度 現計予算額	令和元年度 決算額
13-1-2 土木費分担金	1,309	6,600
15-2-4 土木費国庫補助金	342,640	215,249
16-2-6 土木費県補助金	3,200	3,016
17-2-1 不動産売払収入		0
21-5-2 雑入	813	1,333
22-1-5 土木債	131,300	139,700
22-1-8 合併特例事業債	394,500	330,200
合計	873,762	696,098

歳出

目名	令和2年度 現計予算額	令和元年度 決算額
8-1-2 道路新設改良費	368,754	384,457
8-1-3 道路橋梁維持費	695,721	480,237
8-1-4 雪害対策費	416,117	373,409
11-1-1 土木災害復旧費	1	0
合計	1,480,593	1,238,103

(3) 建築住宅課

歳入

目名	令和2年度 現計予算額	令和元年度 決算額
14-1-6 土木費使用料	111,307	110,018
15-2-4 土木費国庫補助金	175,665	95,149
16-2-6 土木費県補助金	2,500	500
22-1-5 土木債	136,000	61,700
合計	425,472	267,367

歳出

目名	令和2年度 現計予算額	令和元年度 決算額
8-6-1 住宅管理費	458,863	252,250
合計	458,863	252,250

(4) 用地・河川管理課

歳入

目名	令和2年度 現計予算額	令和元年度 決算額
14-1-6 土木費使用料	47,865	48,186
14-2-3 土木費手数料		2
15-2-5 土木費国庫補助金		2,585
16-2-6 土木費県補助金	27,502	23,646
16-3-5 土木費県委託金	4,757	2,431
21-5-2 雑入	1,109	1,867
22-1-5 土木債	117,400	25,800
合計	198,633	104,516

歳出

目名	令和2年度 現計予算額	令和元年度 決算額
8-1-1 道路橋梁総務費	133,584	124,150
8-1-3 道路橋梁維持費	6,973	8,509
8-1-5 土砂災害対策費	23,520	28,767
8-2-1 海岸河川総務費	152,203	46,971
8-4-1 都市計画総務費	15,538	12,450
11-1-1 土木災害復旧費	1	0
合計	331,819	220,846

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については記述を省略した。

○意見

- (1) 屋外広告物について、撤去等に係る経費を設置者に負担させるなど、設置者等の自主的な改善に繋がるよう検討されたい。

(都市計画課)